

金融情報システム監査等協議会会員各位

インボイス制度に関してお問い合わせがきておりますのでご連絡いたします。

金融情報システム監査等協議会（FISAC）の会費は事業として対価を得て行う取引に当たらず、消費税の課税の対象外（不課税）です。

また、金融情報システム監査等協議会（FISAC）は免税事業者であり、適格請求書発行事業者ではありません。

以上、よろしく願いいたします。

2024年1月9日

金融情報システム監査等協議会事務局